

2023年12月20日

## 石狩市沖海域洋上風車建設に係る法定協議会へ市民代表の参加を求める要望書

経済産業大臣 齋藤 健 様  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様  
北海道知事 鈴木 直道 様

一般社団法人北海道自然保護協会 会長 在田一則  
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

共同代表 糟谷奈保子・柿崎敦子  
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤言行  
日本野鳥の会札幌支部 支部長 猿子正彦

本年5月、石狩市沖海域（面積122km<sup>2</sup>、離岸距離2.5～6km、海岸線沿い全長約60km）が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法という）に基づいた洋上風力発電に係る「有望な区域」に指定されました。しかしこの区域は、石狩市が2019(平成31)年に設定した風力発電ゾーニングマップ上では環境保全エリアと重なり、石狩市が風車の建設を行うべきではないとした海域です。現在、最大高250mの巨大な洋上風車が76～91基建設されると想定されていますが、それについては以下のような数々の問題点があります。

- 岸からの距離が近く、騒音・低周波音・超低周波音による健康被害が広範囲に及ぶことが懸念されます。
- 石狩湾に乱立する巨大風車により、美しく沈む夕日などの古くから慣れ親しんできた自然の風景が台無しになります。
- 人と自然とのふれあいの場や観光事業への影響が心配です。
- 石狩湾岸地域は春秋の渡り鳥のルートであり、多種・多数の野鳥のバードストライクが懸念されます。
- 石狩湾は生物多様性が高い重要な場所であり、豊富な漁業資源が失われ、とくに沿岸の多くの漁業者への影響が心配です。

再エネ海域利用法に基づいた法定協議会においては、公正な判断を行う上で、上記の懸念に対する真摯な協議が必要です。そのためにも上記の環境保護団体の代表者を含む市民代表を再エネ海域利用法第九条2に規定された「三 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者」の枠組みで協議会の構成員として参加させるよう、強く要望いたします。

連絡先：一般社団法人北海道自然保護協会

〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2-38 電話：011-876-8546